

○桐蔭横浜大学安全保障輸出管理規程

(平成 31 年 4 月 1 日制定)

最終改正：令和 7 年 5 月 19 日

(目的)

第 1 条 本規程は、桐蔭横浜大学（以下「本学」という。）において、学術研究の健全な発展に配慮しつつ、安全保障輸出管理（以下「輸出管理」という。）を適切に実施するために必要な事項を定め、もって国際的な平和及び安全の維持の観点から我が国の研究教育機関として国際的な責任を果たすことを目的とする。

(定義)

第 2 条 本規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「外為法等」とは、外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号、以下「法」という。）及びこれに基づく輸出管理に関する政令、省令、通達等をいう。
- (2) 「技術の提供」とは、次に掲げる行為をいう。
 - イ 非居住者（法第 6 条第 1 項第 6 号に定める者をいう。）への技術の提供
 - ロ 非居住者へ再提供されることが明らかな居住者（法第 6 条第 1 項第 5 号に定める者をいう。）への技術の提供
 - ハ イ又はロを目的として技術情報が記載又は記録された記録媒体を輸出する行為
 - ニ イ又はロを目的として技術情報を電気通信により送信する行為
- (3) 「貨物の輸出」とは、次に掲げる行為をいう。
 - イ 外国を仕向地として貨物を送付すること。
 - ロ 外国を仕向地として再送付されることが明らかな貨物を送付すること。
 - ハ 外国に向けて貨物を携行すること。
- (4) 「取引」とは、技術の提供又は貨物の輸出をいう。
- (5) 「リスト規制技術」とは、外国為替令（昭和 55 年政令第 260 号）（以下「外為令」という。）別表の 1 の項から 15 の項までに定める技術をいう。
- (6) 「リスト規制貨物」とは、輸出貿易管理令（昭和 24 年政令第 378 号）（以下「輸出令」という。）別表第 1 の 1 の項から 15 の項までに定める貨物をいう。
- (7) 「キャッチオール規制」とは、外為令別表の 16 の項に定める技術及び輸出令別表第 1 の 16 の項に定める貨物が、大量破壊兵器若しくは通常兵器の開発等に用いられるおそれのある場合には、経済産業大臣に許可申請を行うことをいう。
- (8) 「該非判定」とは、提供しようとする技術又は輸出しようとする貨物がリスト規制技術又はリスト規制貨物に該当するか否かを判定することをいう。
- (9) 「取引審査」とは、提供しようとする技術又は輸出しようとする貨物の該非判定の内容のほか、用途及び需要者（「相手先」ともいう。）を確認し、本学として当該取引

を行うかを判断することをいう。

(10)「大量破壊兵器等」とは、核兵器、軍用の化学製剤若しくは細菌製剤、若しくはこれらの散布のための装置、又はこれらを運搬することができるロケット若しくは無人航空機をいう。

(11)「通常兵器」とは、大量破壊兵器等以外の輸出令別表第1の1の項に該当する貨物をいう。

(12)「大量破壊兵器等の開発等」とは、大量破壊兵器等の開発、製造、使用又は貯蔵をいう。

(14)「通常兵器の開発等」とは、通常兵器の開発、製造又は使用をいう。

(適用範囲)

第3条 本規程は、本学が行うすべての技術の提供及び貨物の輸出に関する業務に適用する。

(基本方針)

第4条 本学の輸出管理の基本方針は、次のとおりとする。

(1) 国際的な平和及び安全の維持を妨げるおそれのある技術提供及び貨物の輸出は行わない。

(2) 外為法等を遵守し、経済産業大臣の許可を受けなければならない場合は、責任を持って、当該許可を取得する。

(3) 輸出管理を確実に実施するため、輸出管理の責任者を定め、輸出管理体制を適切に整備し、充実を図る。

(最高責任者)

第5条 本学の輸出管理における最高責任者は、学長とする。

2 最高責任者は本規程の制定・改廃、外為法等又は本規程に違反する事実が発生した場合の再発防止策を構築することのほか、輸出管理における重要事項に関する最終的な決定を行う。

(輸出管理統括責任者)

第6条 最高責任者は輸出管理業務を統括する輸出管理統括責任者（以下「統括責任者」という。）を置き、副学長をもって充てる。

2 統括責任者は、最高責任者の指示に基づき、本学における輸出管理に関する業務を統括し、本規程の改廃案の作成、運用手続（細則）の制定・改廃、該非判定及び取引審査の最終的な承認、輸出管理に係る経済産業大臣への許可申請手続、文書管理、監査、指導、教育のほか、本規程に定められた業務を行う。

(輸出管理責任者)

第7条 輸出管理に関する事務を所管する部署として総務部研究推進課を充て、全学研究推進委員長を輸出管理責任者（以下「管理責任者」という。）とする。

2 総務部研究推進課は、輸出管理者として統括責任者を補佐し、統括責任者の下に事前確

認シートの確認、相談窓口のほか、本規程に定められた業務を行う。

(輸出管理委員会)

第8条 本学の輸出管理に関する重要事項を審議するため、統括責任者の下に輸出管理委員会（以下「委員会」という。）を置き、研究活動上の不正行為の防止等に関する規程で定める不正防止委員会をもって充てる。

2 委員会は、輸出管理に関する次の事項を審議する。

- (1) 本規程等の改廃案の作成に関する事項
- (2) 該非判定、例外適用及び取引審査の審議に関する事項
- (3) 教職員等に対する研修・啓発活動に関する事項
- (4) 監査に関する事項
- (5) その他輸出管理に関する重要事項

(事前確認)

第9条 技術の提供又は貨物の輸出を行おうとする教職員等（以下「申請者」という。）は、別途定める「事前確認シート」に基づき、相手先に関する懸念情報及び例外規定（公知の技術、基礎科学分野の研究活動における技術）の適用判定等について事前確認を行わなければならない。

2 申請者による事前確認の結果、取引審査を必要とするか否かについて不明若しくは疑義があるときには、「事前確認シート」を管理責任者に提出し承認を得なければならない。ただし、取引審査を必要としないことが明らかな場合は、「事前確認シート」の管理責任者への提出及び承認を要しない。

3 第2項により取引審査の手続が必要と判断された場合には、申請者は第10条（該非判定）、第11条（需要者及び用途確認）の起票・確認を行い、第12条の取引審査の手続を行わなければならない。

4 第2項により取引審査の手続が不要と判断された場合には、申請者は当該取引を行うことができる。

(該非判定)

第10条 申請者は、取引審査の手続が必要とされた場合は、当該技術又は貨物がリスト規制技術又はリスト規制貨物に該当するかについて該非判定を行い、「該非判定票」を起票するものとする。

2 該非判定は、以下のとおり行う。

- (1) 本学で研究・開発した技術の提供又は貨物の輸出を行おうとする申請者は、必要な技術資料を整備し、最新の外為法等に基づいてリスト規制技術又はリスト規制貨物に該当するかを該非判定する。
- (2) 本学外から入手した技術の提供又は貨物の輸出を行おうとする申請者は、入手先からの該非判定書等を入手し、前号同様、適切に該非判定を行う。ただし、入手先から該非判定書等を入手しなくても本学として前号の手続により該非判定できる場合に

は、入手先から該非判定書等の入手を省略しても良い。

(需要及び用途確認)

第11条 申請者は、取引審査の手続が必要とされた場合は、当該技術又は貨物の需要者及び用途について、大量破壊兵器等又は通常兵器の開発等に用いられるおそれがないかを、別途定める「需要者&用途」チェックシート」及び「明らかガイドラインシート」を用いて確認するものとする。

(取引審査)

第12条 申請者は、技術の提供又は貨物の輸出を行おうとするとき、取引審査の手続が必要とされた場合は、リスト規制及びキャッチオール規制の観点から別途定める「審査票」を起票して管理責任者による一次審査及び統括責任者による二次審査による承認を受けなければならない。

2 「審査票」には、仕向地、技術・貨物の名称、需要者、用途等を記載し、審査に必要な書類を添付するものとする。

(許可申請)

第13条 前条第1項における承認により外為法等に基づく経済産業大臣の許可を受けなければならない場合、統括責任者は、経済産業大臣に対して許可申請を行うものとする。

2 許可申請の際に提出する書類は、事実に基づき正確に記載しなければならない。

3 申請者は、外為法等に基づく許可が必要な技術の提供又は貨物の輸出については、経済産業大臣の許可を得ている確認を行わない限り当該技術の提供又は貨物の輸出を行ってはならない。

(技術の提供管理)

第14条 申請者は、技術を提供する場合、第9条の事前確認及び第12条の取引審査の手続が行われたこと、並びに外為法等に基づく許可を受けなければならない取引の場合には、経済産業大臣の許可が取得されていることを確認しなければならない。ただし、第9条第2項の事前確認により取引審査の手続が不要と判断された場合には、第12条の取引審査の手続の確認は要さない。

2 申請者は、前項の確認ができない場合は、当該技術の提供を行ってはならない。

(貨物の出荷管理)

第15条 申請者は、貨物を輸出する場合、第9条の事前確認及び第12条の取引審査手続が行われたこと、並びに貨物が出荷書類の記載内容と同一のものであることを確認し、また、外為法等の許可が必要な貨物の輸出の場合には、経済産業大臣の許可が取得されていることを確認しなければならない。ただし、第9条第2項の事前確認により取引審査の手続が不要と判断された場合には、第12条の取引審査の手続の確認は要さない。

2 申請者は、前項の確認ができない場合は、当該貨物の輸出を行ってはならない。

3 申請者は、通関時に事故が発生した場合は、直ちに当該輸出手続を取り止めて管理責任者へ報告する。管理責任者は、統括責任者と協議して適切な措置を講じる。

(文書管理又は記録媒体の保存)

第16条 申請者は、統括責任者及び管理責任者の指示の下、輸出管理に係る文書、図面又は電磁的記録を、技術が提供された日又は貨物が輸出された日から起算して、少なくとも7年間は保管しなければならない。

(報告)

第17条 教職員等は、外為法等又は本規程に違反する又は違反のおそれがある事実を知った場合は、その旨を学校法人桐蔭学園公益通報等に関する規程に定める通報窓口へ速やかに通報しなければならない。

2 統括責任者は、前項の通報に係る調査により、外為法等に違反している事実が明らかになったとき又は違反したおそれのあることが判明したときには、最高責任者に報告するとともに、関係部署に対応措置を指示するとともに、遅滞なく関係行政機関に報告する。また、最高責任者は、その再発防止のために必要な措置を講じる。

(事務の所管)

第18条 総務部研究推進課が、この規程に関する事務処理を行う。

(雑則)

第19条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年5月19日から施行する。